

3. 景観行政団体について

佐藤聡議員 次に景観行政団体について質問します。

平成 17 年 6 月に全面施行された景観法は、日本初の景観に関する総合的な法律として、条文の中で、その目的を「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」としています。著しい経済成長を実現しながらも欧米諸国に比べ立ち遅れていた景観の形成と保全への取り組みが法制化され、国、地方公共団体、事業者、住民、それぞれの役割と責務を定めたことは、大変意義深いものであると思います。

美しい山河と変化に富んだ海岸線、実り豊かな田園風景、城下町の面影をとどめる街並みは市民の誇りであり、やすらぎを与えてくれるふるさとの原風景です。一方で無秩序な人工建造物によって景観が損なわれていることも事実です。秩序ある景観を新たに作り出し、後世に伝えることが私たち市民の責務であります。鶴岡市はかねてから景観に対する高い意識を持ち、良好な景観の形成と保全に努めてきたと認識しております。今年 5 月 1 日には景観法に基づき景観行政を行う「景観行政団体」となりましたが、これは市が景観政策へ積極的に関わっていく姿勢を明確にしたものと理解いたします。

そこで今般、景観行政団体となった経緯と目的についてお聞きします。また景観法では、景観行政団体の業務として景観計画の策定、景観協議会の設立等が定められておりますが、今後のスケジュール、進め方についてどのように考えているかお聞きします。

建設部長 景観行政団体についてお答えをいたします。景観法の制定の背景には、社会資本は充実したものの、日本の美しい自然観に比べ、都市計画が著しく見劣りがすることが社会問題化したことが上げられております。例えば張りめぐらされた電線、ブロック塀で囲まれた家々、ふぞろいな高さのビル、雑然とした看板などが上げられるものでございます。

こうした中、国は平成 15 年 7 月に美しい国づくり政策大綱を発表し、翌年景観法を制定いたしております。景観法の中身でございますけれども、これまでは居住環境の悪化を防止する観点から、さまざまな規制や誘導策がつくられてまいりましたけれども、景観法は景観を守るあるいはこれを育てるといった観点から、規制、誘導し、あるいは規制を緩和するという内容になっております。

この景観法に景観行政を行う主体として、景観行政団体が位置づけられておりまして、政令指定都市、中核市、都道府県、それに知事の同意を得た市町村を景観行政団体とすることとされたものでございます。鶴岡市は、知事の同意を受けまして、5月1日に景観行政団体となりました。県内の市町村では、4月1日の酒田市に次いで二つ目となります。全国では、4月1日現在で214団体、このうち116団体が市町村であるということでございます。

これまでの市の取り組みでございますが、まちが持続するために、そこに生活する人々がまちに愛着を保っていただけるということが大変重要なことと考えておりまして、本市ではこのような観点から、景観形成へこれまで取り組みを行ってきたところでございます。その取り組みでございますけれども、昭和63年に国の都市景観形成モデル都市の指定を受け、鶴岡市都市景観形成ガイドプランの策定に着手し、平成2年3月完成いたしました。以来、このガイドプランに基づいて、内川や鶴岡公園周辺などの公共事業を重ねてまいっております。観光客にも好評をいただいております、鶴岡公園両辺のボリュームのある縁の空間なども景観形成ガイドプランに基づいて創出してきたものでございます。

平成16年には、大規模建築物の景観に関する条例を定め、一定規模を垣える建築物、工作物に対して届け出を義務づけまして、色やデザインに関する基準を設けております。羽黒地区では、大鳥居周辺の景観保全を目的に、景観保全条例を制定しております。また、鶴岡市街地では、建築物の高さを山の稜線の60%以下になるよう高さを制限いたしております。鶴岡市の原風景である道端から山々の眺望を保全しております。

こうした取り組みの経緯を踏まえまして、今後さらに良好な景観形成を推進するためには、地域の個性を磨く必要があり、そのためには県内一律な規制や緩和ではなく、きめ細やかで的確な施策が必要であると考えております。これが景観形成団体を本市が目指した理由でございます。

今後の展開とスケジュールでございますが、今後のスケジュールにつきましては、今後2年程度をかけた上で、景観計画を策定いたしたいと考えております。景観計画には、区域の設定、景観形成の方針、行為の制限等を盛り込むことが必須条件になっております。本市では、これらについても全市一律な基準を設けるのではなく、地域ごとに考え、地域ごとに定める住民参加のプロセスを加えた策定作業を進めてまいりたいと考えております。また、これまで市の景観形成に重要な役割を果たしてまいりました景観審議会を景観法に位置づけられております景観協議会として発展させていきたいと考えておるところでございます。全国の動向では、既に景観計画を策定した団体は13団体、このうち市町村が11団体ということでございます。本市といたしましても、今後山形県の世界遺産登録の動向などにも配慮しながら、景観計画策定に努めてまいりたいと考えております。